

令和7年4月から

マイナ保険証が 医療証としても利用できます

これまでは、横浜市の医療費助成制度を利用する場合は
医療機関の窓口で「健康保険証」と併せて「医療証」を提示していましたが、
令和7年4月10日からマイナ保険証で医療費助成が利用（受診）できるようになります！



注意事項

- 「マイナ保険証」として利用登録されているマイナンバーカードが必要になります。
- 制度が導入されていない医療機関もあるため、受診の際は、引き続き「医療証」をお持ちになり窓口で提示できるようにしてください。

対象の医療機関

- 利用可能な医療機関はこちら



実施医療機関においては右の内容のチラシ・ポスターなどが掲示されています。
対応可能な医療機関は随時更新される予定です。

マイナ保険証をご利用の方へ

忘れずに。

医療費助成の各種受給者証を利用しますか？

利用する

利用しない

窓口で一部の受給者証の提示を省略できます。

※表示されなかった方は対象外です。

お問い合わせ

お住まいの区の区役所保険年金課保険係給付担当もしくは
横浜市健康福祉局医療援助課までお願いします。



横浜市健康福祉局医療援助課

©Expo 2027



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷